

社会福祉法人ふれ愛名古屋 役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条

この規程は、社会福祉法人ふれ愛名古屋定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬を定めるものとする。

(報酬等の額の決定)

第2条

1. この法人の全理事の報酬総額は、年間3,000万円以内とする。
2. この法人の各理事に対する報酬については、評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が決定する。

(報酬の支給)

第3条

月額報酬の支払については、職員の給与の支払方法及び支給日に準ずる。月額報酬以外の随時の報酬の支払については、その支払の都度、理事長が定める方法による。

(施行期日)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 令和3年7月1日改訂
3. 令和4年8月1日最終改訂